



つかってみよう！ 「マイナンバーカード」



スマートフォンやパソコンから、行政手続き（一部）が オンラインでできるように！

平成28年1月から始まったマイナンバー（個人番号）制度。

「マイナンバーカード」があれば、行政手続きが行える便利な機能があります。
町では令和4年8月時点で、スマホやパソコンから下記の申請手続きを
オンラインで利用できます。

「児童手当等の受給資格および児童手当の額
についての認定請求」

「児童手当等の額の改定の請求および届出」

「児童手当等に係る寄附の申出」

「児童手当に係る寄附変更等の申出」

「児童手当の氏名変更／住所等の届出」

「児童手当の受給事由消滅の届出」

「児童手当受給資格者の申出による学校給食
費等の徴収等の申出」

「受給資格者の申出による学校食費等の徴収
等の変更等の申出」

「未支払の児童手当等請求」

「児童手当等の現況届」

「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交
付申請」

オンラインの手続き方法



マイナポータルで申請
可能な手続きを検索
します



手続きに必要な書類を
オンラインで作成します



作成した手続き書類はオ
ンラインで申請可能です

一部電子申請を受け付けていない
手続きについては、印刷して送付す
るか、窓口を持参してください。

マイナポータル 🔍

出典：マイナポータル
[https://myna.go.jp/SCK1501_03_001/
SCK1501_03_001_Init.form](https://myna.go.jp/SCK1501_03_001/SCK1501_03_001_Init.form)

【マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください】

マイナンバー制度によって、役場からマイナンバーや家族構成、資産や年金・保険の状
況を電話などで聞くことはありません。また、住所等の確認と称して郵送やメール等で返
信を求めたり、現金の振り込みを求めたりすることはありません。